

自称富士大石寺顕正会会長浅井昭衛の

「重ねての対決申し入れ書」の悪義を破折す

この度、御法主日頭上人貌下に対し、貴殿から「重ねての対決申し入れ書」（以下、「再悪書」と記す）なるものが送られて来た。その内容たるや、我らの徹底した破折に対し、欺瞞ぎまんの悪言を並べて御法主上人を誹毀讒謗しつづけるという悪質極りないものであり、ここに我ら邪義破折班は、貴殿の欺誑ぎおウを再度破折することとする。

一、血脈誹謗は第六天の魔王の所業なり

本宗信仰の基本を弁えよ

貴殿は、我らの破折につき、「虚偽と欺瞞と悪口で満ちている」と述べているが、その言はそっくり貴殿に返しておく。我らの破折に対してほとんど回答できず、相も変わらず御法主上人への誹謗に終始していることが貴殿の「虚偽」と「欺瞞」を証明しているからである。

顕正会（当時妙信講）は昭和四十九年八月十二日に解散処分に付され、また貴殿は父浅井甚兵衛とともに昭和四十九年十一月八日に本宗より除名処分に付されたが、後に述べるごとく、貴殿らに対する処置は仏法に照らして当然のことであった。その後、今日に至るまで日蓮正宗に敵対し、御先師日頭上人、御当代日頭上人を誹毀讒謗ひきざんぼう

する貴殿らの所業は、まさに「謗法者・謗法団体」そのものではないか。しかるにその「謗法者・謗法団体」との我らの指摘に対し、貴殿は、「この手口は、皇位を篡奪せんとした道鏡が、己れに随わぬ清廉忠節の士・清磨を、「穢磨」と罵って大隅に流したのとまことよく似ている。」と、御法主上人猊下を「道鏡」に擬し、貴殿を「清廉忠節の士・清磨」に準えている。その思い上がりはまさに噴飯物というほかはない。

貴殿ら父子は戦前に入信した筈だが、未だ日蓮正宗の信仰の基本がまったく理解できていないようである。ここで今一度教えておこう。

申すまでもなく本宗の信仰の根源は、御本仏宗祖日蓮大聖人が末法に御出現遊ばされ、御内証たる塔中相承の一大事の秘法を、三大秘法総在本門戒壇の大御本尊として御建立遊ばされたところにある。そして御入滅に当っては、唯我与我的第二祖日興上人へ下種仏法の一切を相伝遊ばされたのである。爾来、仏法内証の血脈は代々の御法主上人によって瀉瓶され、御当代御法主日頭上人へと相承遊ばされるところである。

すなわち御当代法主上人の御内証は、本門戒壇の大御本尊の御内証と而二不二にましますのであり、これを『御本尊七箇之相承』の金文には、

一、日蓮在御判と嫡嫡代代と書くべしとの給う事如何。師の曰わく、深秘なり、代代の聖人悉く日蓮なりと申す意なり。

と仰せ遊ばされるところである。

代々の御法主上人におかれては、その御内証をもって御本尊を御書写遊ばされ、また下種仏法の本義に照らし、時代に応じた御指南を遊ばされるのである。ゆえに『百六箇抄』には、

但し直授結要付嘱は唯一人なり。白蓮阿闍梨日興を以て総貫首と為し、日蓮が正義悉く以て毛頭程も之を残さず、悉く付嘱せしめ畢んぬ。上首已下並びに末弟等異論無く尽未来際に至るまで、予が存日の如く、日興が嫡々付法の上人を以て総貫首と仰ぐべき者なり。

とのお示しが拝されるのであり、そこに本宗僧俗が御当代の御法主上人を合掌礼をもって拝し奉り、御指南に信伏随従し奉る所以がある。

しかるに、貴殿ら顕正会を始め、近年異流義と化した者たちに共通するのは、この本宗の血脈相伝の仏法破壊の悪謀であり、これまさに広布を阻害せんとする第六天の魔王の所業たること明白である。貴殿の行為こそ、御本仏日蓮大聖人に対し奉る悪逆の大謗法なることを知れ。

そもそも戒壇建立とは唯我与我の日興上人への御遺命である。そしてまた日目上人以来、代々の御法主上人に受け継がれている重大なる御使命なのである。すなわち広宣流布の進展の上に、その一切は御法主上人が御仏意を拝され、御決定遊ばされる専権事項であられる。貴殿ら謗法者が容喙できる事柄ではない。

貴殿は我らが「身の程を弁えよ」と呵したことが気に障るらしいが、仮りにも当代の御法主上人に具申し奉りたいことがあれば、謹んで申し上げた上で、その採否は一切、御法主上人にお任せ申し上げる。それが当然の態度である。しかるに貴殿は、自らの意見が通らぬとみるや、御先師日達上人に罵詈雑言の限りを尽くし、今また、御法主日顕上人を誹謗して本宗の三宝の尊厳を犯す。邪義破折班として「身の程を弁えよ」と呵したことは当然である。

須く貴殿は「国立戒壇」に固執する邪義を懺悔し、昭和四十九年の宗門の命に従い、直ちに顕正会を解散すべきであると告げておく。

二、顕正会（当時妙信講）解散処分理由についての浅井昭衛の欺誑を破す

仏法違背の顕正会（当時妙信講）の解散は当然

貴殿は、〃再悪書〃において〃解散処分理由の欺瞞〃などと題し、長々と欺誑ぎおうの駄文だぶんを連ねている。

まず邪義破折班が、顕正会（当時妙信講）の解散処分理由とは、「国立戒壇を主張」したことであって、「正本堂を御遺命の戒壇と認めないゆえ」などではないと述べたことに対し、貴殿は〃「欺瞞」そのものではないか〃と述べる。しかし、この貴殿の言こそ欺瞞であることを明らかにしよう。

すなわち貴殿は、

右妙信講は、数年来「国立戒壇の名称を使用しない」旨の宗門の公式決定に違反し、更にまた昭和四十七年の四月二十八日付「訓諭」に対し異議を唱え……

との顕正会（当時妙信講）に対する解散処分の「宣告書」を掲げ、これについて、〃正本堂を御遺命の戒壇と定めた訓諭に異議を唱えたゆえに処分したということ、誰の目にも明らかではないか〃と強弁ごうべんしている。しかし、「訓諭」のどこに〃正本堂を御遺命の戒壇と定め〃ているのか。そのような文が存在しないことは〃誰の目にも明らか〃ではないか。

宗門が顕正会（当時妙信講）を解散処分に付したのは「宣告書」に述べられているとおり、

- ・「国立戒壇の名称を使用しない」旨の宗門の公式決定に違反したこと。
- ・昭和四十七年の四月二十八日付「訓諭」に対し異議を唱えたこと。
- ・数度に及ぶ宗務院の説得、誠告等まことこゝろに従わなかったこと。
- ・宗務院並びに他の信徒に対して非難中傷を加えたこと。

・機関誌の大量配布、デモ行進などを行ったこと。
等の「宗門の秩序と統制を乱す行為」があったからである。本宗の講中信徒としてこれらの行為を犯せば、宗規に照らして処分されることは当然ではないか。

御先師日達上人の御指南に浅井の誑惑明らか

貴殿の欺瞞は、その正当なる処分を「訓諭」の解釈にからめて不当なものにせんとするところにある。そこで貴殿は、昭和四十七年の正本堂に関する「訓諭」を掲げる。

さきに法華講総講頭池田大作発願主となって、宗内僧俗一同の純信の供養により、昭和四十二年総本山に建立の工を起せる正本堂はこゝに五箇年を経て、その壮大なる雄姿を顕わし、本年十月落成慶讃の大法要を迎えるに至る。

日達、この時に当って正本堂の意義につき宗の内外にこれを闡明し、もって後代の誠証となす。

正本堂は、一期弘法付嘱書並びに三大秘法抄の意義を含む現時における事の戒壇なり。

即ち正本堂は広宣流布の暁に本門寺の戒壇たるべき大殿堂なり。

そして貴殿はこの「訓諭」につき、〃正本堂を御遺命の戒壇と定めた訓諭に異議を唱えたゆえに処分した〃と貴殿ら顕正会の主張が正しく、宗門の処分が不当であったかのごとく述べるとともに、〃文意は支離滅裂・矛盾に満ち〃〃御遺命の戒壇となる建物を前もって建てておいたのだ〃などとも邪難するのである。

実はここに貴殿の欺瞞がある。それは、「訓諭」のどこにも〃正本堂を御遺命の戒壇と定め〃とは述べられて

いないからである。そこには明らかに「正本堂は広宣流布の暁に本門寺の戒壇たるべき大殿堂なり」と述べられている。正本堂は将来、広宣流布の時が訪れたときに御遺命の戒壇となるべき殿堂であるとの文意明白である。しかるに貴殿は、あくまでもこの「訓諭」を、直ちに「正本堂を御遺命の戒壇と定め」たものであると強言し、これに異議を唱えた顕正会（当時妙信講）が正しく、宗門の処分は不当であると主張するのであって、これこそ貴殿の大なる誑惑である。

これについては貴殿に教えておくことがある。それは正本堂建立の功に対して賞与御本尊を要求した池田大作が、あるうことかその裏書きに正本堂は「御遺命の戒壇」であるとの明記を望んだのに対し、御先師日達上人には、「御遺命の事の戒壇に準じて建立」と、「準じて」の言をお入れになられた。このことから、日達上人には正本堂を直ちに「御遺命の戒壇」となされたのではないことが明白なのである。

三歳の童子にも分かる「訓諭」への「たばかり」

また次に貴殿は、〃御遺命の戒壇となる建物を前もって建て〃と述べ、将来、「御遺命の戒壇」となるべき正本堂を建立したこと自体も誤りであったかのごとく誹謗する。すなわち、「訓諭」における日達上人の「後代の誠証」の言を取り上げ、〃「誠証」とは真実の証明の意である。「願望」しただけならこの語は不要であろう、「決定」したからこそ「後代の誠証」とした〃とし、〃御遺命の戒壇となる建物を前もって建て〃たことは、正本堂を「御遺命の戒壇」と「決定」したことでであると強言し、〃信じ難いたばかり〃と毀^きすのである。

しかし、これこそ貴殿の〃たばかり〃の言というほかはない。「後代の誠証」の御言葉が、後の「正本堂は、」

以降の全文にかかることは一目瞭然である。すなわち日達上人が「後代の誠証」とお述べになられた意味は、まさに、「意義を含む現時における」「広宣流布の暁」「たるべき」等の文言をもって、正本堂が現在直ちに「御遺命の戒壇」にはあらざること、そしてまた将来の広宣流布の暁には「御遺命の戒壇」となることを、「宗の内外にこれを闡明し、もって後代の誠証」とされたのである。「広宣流布の暁」との前提がある以上、当時の正本堂が直ちに「御遺命の戒壇」でないことは三歳の童子にも分かる道理ではないか。そして「広宣流布の暁」が早く来るように願うこと、これすなわち「願望」である。そしてもし、本当に広宣流布が達成された暁には、正本堂が「御遺命の戒壇」となっても仏法上、何の問題もないはずである。

要するに日達上人が広宣流布の事相を冥鑑遊ばされ、正本堂を建立遊ばされたことは、当時において御仏意を拝された正しい御振る舞いであられたのである。貴殿は、自らの我意我見により国立戒壇に固執するゆえに、自らの立場を正当化するため、「訓諭」に言いがかりをつけているに過ぎないと呵すものである。

浅井正本堂誹謗は自語相違の誑言

そこで貴殿は『再悪書』において更なる邪論を展開する。

すなわち昭和四十二年十月の正本堂建立発願式について感想を寄せられた阿部教学部長（当時）の、
宗祖大聖人の御遺命である正法広布・事の戒壇建立（大日蓮昭和42・11）

との文言を取り上げ、『昭和四十七年完成の正本堂を指して直に《御遺命の戒壇》といっているではないか』と
はしやぎ、昭和四十三年一月の、

此の正本堂が完成した時は、大聖人の御本意も、教化の儀式も定まり、王おうふつみようごう仏冥合して南無妙法蓮華經の広
宣流布であります（大白蓮華昭和43・1）
との御先師日達上人の御指南を挙げては、〃細井管長も、曖昧さを捨てて大それた表現をするに至る〃とひぼうす誹謗す
る。

この頃、たしかに昭和四十年二月の第一回正本堂建設委員会における御先師日達上人のお言葉、御供養趣意書
による啓蒙などの後、宗内にかかる意識が高まったことは事実である。しかし、それは貴殿らが処分されるはる
か以前のことであつて、当時の創価学会の折伏大前進の姿の上に広布の事相を冥鑑遊ばされた御先師日達上人の
大慈悲の御指南がもととなり、宗門が正本堂建立へ向け、意識が高揚したことについて、貴殿らがあながちにそ
れを誹謗することは、事実の経過からみて筋道に合わず、自語相違に当たるのである。

なぜなら貴殿も昭和四十年には、

すでに広宣流布の時はきております。（富士昭和四〇年八月号）

と、当時が、すでに広宣流布の時である、との認識を示していたからである。貴殿にこのような発言があること
を知ったら顕正会員はさぞ驚くに違いない。

また、当時貴殿らは正本堂建立の意義にも賛同し、正本堂の御供養に参加することを顕正会（当時妙信講）員
に推進していたではないか。このことは前回の書面でも指摘したが、再度示しておく。すなわち、昭和四十年五
月二十五日の総幹部会において、貴殿は、

今回、総本山において御法主上人猥下の御思召により【まして、いよいよ意義重大なる】正本堂が建立され
る事になりました。【戒旦の大御本尊様が奉安殿よりお出まし遊ばされるのであります。この宗門全体の重
大な慶事に、】妙信講も宗門の一翼として、講中の全力を挙げ、真心を込めて猥下に御供養をさせて頂く事
になりました。実に日蓮正宗の生命は大聖人出世の御本懐であらせられる戒旦の大御本尊にてましますので

あります。この大御本尊は大聖人様より日興上人へ御付属せられて以来、広布の時を待ち、歴代の御法主人によつて厳護せられて来たのであります。今までの七百年はひたすら時を待たれて御宝蔵の奥深く秘せられてまいりました。唯そのスキマもる光を拝して、一部の宿縁深厚なる信者が許されて猯下より内拝を賜つていたのであります。その御本尊様がいよいよ時を得て徐々に大衆の中に御出ましになる、御宝蔵より奉安殿へ、更に猯下の深い御思召により大客殿の奥深き正本堂へとお出ましになるのであります。【その深い意義は凡下の我々のみだりに窺がう所に非ずとはいえ、容易ならぬ事であります。いよいよ大衆の中に人類の中にその御姿を徐々にあらわしになる。私共はこの猯下の御思召に同心し奉つてたとえ微力たりとも赤誠を奉りたい。先生は千載一遇のお山への御奉公だと申されております。全講を挙げて歓喜の御供養をさせて頂くではありませんか。】

(富士昭和四〇年七月号)

と、御供養を奨励し積極的に推進する言葉を述べているのである。この発言は、『顕正会「試練と忍従」の歴史』(富士昭和六一年八月号)掲載の折には、【内】内の文言を削除しているが、かかる文章の改変は、顕正会(当時妙信講)が正本堂建立に賛同した厳然たる事実を隠蔽せんとする卑劣な行為と断ずる。

顕正会(当時妙信講)も歓喜の御供養参加

すでに広宣流布の時はきております

意義重大なる正本堂

戒旦の大御本尊様が奉安殿よりお出まし遊ばされるのであります。この宗門全体の重大な慶事

実に日蓮正宗の生命は大聖人出世の御本懐であらせられる戒旦の大御本尊にてまします……その御本尊様が
いよいよ時を得て……正本堂へとお出ましになるのであります

先生は千載一遇のお山への御奉公だと申されております。全講を挙げて歓喜の御供養をさせて頂こうではありませんか

などの認識は、当時の宗門僧俗とまったく同様であり、今さら貴殿が当時の宗門僧俗の発言をあげつらって誹謗することは、まったくの的はずれである。

これらの昭和四十年における正本堂建立に賛同する発言に対し、後に都合が悪くなった貴殿は、

当時はまだ誑惑が顕著ではなかった。少なくとも、管長猥下は一言も正本堂を御遺命の『事の戒壇』などと

は云われず（富士昭和六一年八月号）

などと会員を欺誑するが、実は昭和五十二年に貴殿は、

時は昭和四十年二月十六日、正本堂建設委員会において同上人は、正本堂が御遺命の戒壇に当る旨の説法をされたのである。

（富士昭和五二年八月号）

と、全く正反対の事を述べているのである。

この発言によれば、貴殿ら顕正会（当時妙信講）は、この御先師日達上人の昭和四十年二月十六日、第一回正本堂建設委員会における御指南を拝して、その意義を、「正本堂が御遺命の戒壇に当る旨の説法」であると領解していたことが明らかだからである。すなわち、貴殿らはこの御指南を拝し、その重大な意義に感激して、先に掲げた、

すでに広宣流布の時はきております

意義重大なる正本堂

等の御供養推進の啓蒙を会員に行ったのである。その状況を証明する発言がこの他にもある。当時、貴殿ら顕正会（当時妙信講）は、

この御供養は、宗門の歴史をつらぬく大事で、げいか猥下を通して戒旦の大御本尊様への御奉公であり、私達の生涯に二度とはない大福運であります。

（富士昭和四〇年七月号）

とも述べていた。この「宗門の歴史をつらぬく大事」で「私達の生涯に二度とはない大福運」と、さきの貴殿の昭和四十年八月の「すでに広宣流布の時はきております」との言をあわせて考えれば、貴殿らも、広宣流布の時を迎えて建立する御遺命の意義を含む正本堂との認識を表明していたのである。

要するに、血脈相承の深義に基づき広宣流布の事相に即応された御先師日達上人の御指南に対し、この当時の宗門は、貴殿らも含め、しんぷくずいしじゅう信伏随従し奉って御奉公したのであり、その本宗僧俗の正しい信仰のあり方の上からの発言の中に、今日から振り返って行き過ぎの面があったとしても、それらはすでに、昭和四十七年に発令された「訓諭」によって是正されているのである。

故に「訓諭」以前の発言を取り上げて誹謗に使用することは、貴殿ら自身の発言に照らしても、筋が通らない欺瞞なのである。

下種仏法の正義顕揚は顕正会とは無関係

さらに貴殿は、「再悪書」において、「訓諭」発布にいたる昭和四十五年以降の状況をくどくどと述べ、御先師日達上人を誹謗し、また御法主日頭上人猊下が教学部長時代に著された『国立戒壇論の誤りについて』をも悪書と口を極めて誹謗している。

しかし、これらの貴殿の長たらしい愚論は、まさに愚癡の論なのである。なぜならば、御先師日達上人に正本堂を「御遺命の戒壇」と認めさせたいとの野望が叶わなかった池田大作は、心中深く不満と怒りを募らせ、昭和五十二年の謗法逸脱路線を經由して、平成三年、遂に宗門に背逆して破門となり、三宝破壊の大謗法団体となった。その後、阪神大震災を機とする不思議なる法界の運行により、大客殿、正本堂と、池田大作が願主となった堂宇がすべて消滅したのである。

そして清浄なる奉安堂ほうあんどうが建立され、日蓮正宗は僧俗一致の真の広宣流布へ向けて大前進しているのである。まさにこれ御仏意のしからしむるところである。貴殿及び頭正会は、正本堂の意義に関して宗門に反抗してきた手前、今さら幕が引けなくて困っているのであろう。しかしすでに消滅した正本堂について何を言っても、それは不毛の論である。いつまでも、うじうじと過去に執着する貴殿の愚痴の論に対し、宗門は何の痛痒つうやうも感じるものではない。

以上、貴殿の「解散処分理由の欺瞞」の言こそ、まったくの欺瞞であり、頭正会の解散処分は仏法上の正当な処置であることを論証した。

さて、本門戒壇の大御本尊御安置の大殿堂、奉安堂の落慶大法要に際しては、十月十二、十三の両日に亘り、空に一点の雲なき青天に恵まれ、盛大に奉修されたのである。これまさしく、創価学会問題において、下種仏法の正義を厳然と護り通され、正本堂を撤去てつきよし、奉安堂を建立して、末法広宣流布への大前進が開始されたことが、大御本尊の御意思であられるが故に、諸天が加護を現じたこと明白である。これ一重に御先師日達上人、御当代日頭上人の御功績であり、また両上人の下、懸命に護法に精進した日蓮正宗僧俗の誉れある功德である。したが

つて創価学会の破門や正本堂の消滅は、貴殿ら謗法の顕正会とは、まったく関係無いことである。

三、「対決回避」の浅井昭衛の愚迷を破す

対決要求は血脈否定の謀略

次に貴殿の「再悪書」では、御法主日頭上人猊下が貴殿の「対決申し入れ」に応じられぬことについて、

「もし身延派みのぶはや念仏宗等が貴殿に対決を申し入れてきたら、「謗法の徒だから応じられぬ」というつもりか」と呆れた開き直りの悪態をついている。どうやら貴殿は自身を謗法の徒と自認しているらしい。しかし、俺は謗法者だ、俺を破折して見ろなどと開き直る傲慢な謗法者は、しばらく紅蓮地獄にでも落ちて頭を冷やすがよからう。「法門と申すは心に入れぬ人にはいはぬ事にて候ぞ」の故である。

また貴殿は「身延派」や「念仏宗」などを挙げて、これらの宗派が問答をしかけてきたら応じないのかと邪難する。

まさに貴殿は「大謗法の痴れ者」である。貴殿も承知しているようが、戦前戦後にかけて、本宗の僧俗と他宗の僧俗とが法論を行った例は枚挙に暇がない。ゆえに今後も、法論が行われることは有り得よう。

だが法論とは、あくまでも本宗の弘教のために行われるものである。しかるに貴殿が、烏合うごうの衆しゅうたる「顕正

「会解散」と、「御開扉の中止」「御退座」という仏法の大事にまで容喙する要求とを同列に並べて対決せよと喚くことなどが、正統な法論に該当するものでないことは勿論、また仏法上、言語道断の非道なものであることが貴殿にはわからないのか。謗法の一家団体に過ぎない顕正会、しかも本尊も教義も名称までも日蓮正宗の仏法を「猿マネ」している集団が、宗開両祖以来七百年の血脈法水を承継する日蓮正宗と対等なりと思いい上がることは愚の骨頂といわねばならない。そのような輩が、血脈相承否定の罵詈雑言の場へ御法主上人を引きずり込み、対決すると称するなどは、日蓮正宗の尊厳を貶めんとする大悪謗法の謀略に過ぎない。

かかる貴殿の非道極まる「申し入れ」などに対し、責任あるお立場の御法主上人がお受け遊ばされることなど、絶対に有り得る筈のない道理であり、また本宗僧俗もそのような馬鹿げた申し出をお受けされることには絶対に反対申し上げる。さらにまた本宗僧俗の誰人にせよ、そのような非道な「申し入れ」を、御法主上人に代って責任をもって受けることなど出来よう筈もない。まさに「狂人」を相手に「不狂人」が走ることなどはあり得ないのである。

貴殿は、そのあり得よう筈がないことを見越して、顕正会員向けに「対決申し入れ」などとのパフォーマンスを演じているに過ぎない。何と貴殿は卑劣極まる奸物であることか。

御開扉中止などの要求は欺瞞の誑言

また貴殿は、ここで「国立戒壇」につき、「御本仏一期の御遺命が広宣流布の暁に国家意志の表明を以て建立される「国立戒壇」であることは、三大秘法抄の金文に赫々、歴代上人の遺文に明々である」と相変わらずの誑

言を吐く。しかるにこの三大秘法抄の御文をもって「国立戒壇」の依拠とするなどは、まったくの己義我見の誑惑である。

ここで一言すれば、先々に述べたごとく、事相たる広宣流布においては、その時代時代に応じて、御当代の御法主上人が御仏意を拝され決定されるのである。ましてその究極の広宣流布達成の暁においては、その時代における御法主上人猊下が御仏意の上から、戒壇建立を御指南遊ばされることは当然である。それを未だ広宣流布達成のはるか以前に、僥慢の凡夫の分際で、かつ謗法の一在家に過ぎぬ貴殿が、「国立戒壇」でなければならぬなどと、仏法の大事に口をさし挿むこと自体がおこがましい限りである。

次に貴殿は、〃濫りの御開扉は必ず大御本尊への危害を招く。これを防ぎ奉ることは刻下の急務である〃などと、いかにも護法の篤信者を装って筋違いな莠言を吐き、〃直ちに濫りの御開扉を中止し、近き広布のその日まで、日興上人の御心のまま、もっぱら秘蔵嚴護し奉るべきである〃などと述べるが、貴殿の言う〃近き広布のその日〃とは一体何時のことか。口からでまかせを言うものではない。なぜなら、広布とは貴殿ら顕正会や創価学会とは関係ないからである。御法主上人猊下の御指南のもとに、日蓮正宗僧俗によってのみ実現されるのである。

貴殿の言うごとき、広宣流布の暁まで、御開扉を中止せよなどということが、〃日興上人の御心〃である訳がない。それは日興上人のお心を承継遊ばされた御歴代上人、就中、日寛上人が法華講信徒に登山参詣を勧められた御指南からも明らかなのである。また先にも述べたが、本門戒壇の大御本尊様は日興上人以来、血脈付法の御歴代上人が身に宛てて承継遊ばされ、御開扉遊ばされているのであり、その御法主上人の権能に踏み込み、〃御開扉中止〃などという貴殿の言こそ、身の程を弁えぬ不遜ふそんこの上ない言辞なのである。

要するに貴殿は、講中が解散処分となり、御戒壇様の御開扉が叶わないことを顕正会員に納得せしめるために、御開扉は〃近き〃広宣流布の時まで受ける必要はない、〃その日〃を待て、との〃たばかり〃の言を吐いているに過ぎないのだ。まさに無慈悲無道心の大うつけ者である。

勿論、御戒壇様の尊極無比にましまされることは、貴殿に言われずとも、日蓮正宗僧俗はよく承知している。ゆえに奉安堂は最高クラスの堅牢さ、耐震性をもって建設されており、また御開扉の際の警備態勢も万全が期されているのである。貴殿の「御開扉を中止せよ」などの言は、衆生済度の慈悲を忘れた単なる売名の愚論と断ずる。

また貴殿は「法華講三十万総登山」を取り上げ、「戒壇の大御本尊を利用し奉つての「御開扉料稼ぎ」」などと悪口する。まさにこの言こそ、日蓮正宗法華講の大発展を妬む創価学会と同質の欺瞞の誑言である。日蓮正宗法華講員は、本門戒壇の大御本尊にお目通りさせて頂けることに勇躍歓喜して登山しているのである。「御開扉料稼ぎ」などと、馬鹿なことを言うものではない。創価学会の悪口の二番煎じが恥ずかしくはないのか。

また貴殿は「汝の「河辺メモ」の謗言によって、どれほどの魑魅魍魎が勢いづき、大御本尊に対し奉り軽賤憎嫉の悪言を誂させていることか」と御法主上人を毀訾する。しかし日蓮正宗僧俗の中には、創価新報や貴殿の顕正新聞における「河辺メモ」などの誹謗報道によって、御戒壇様や御法主日顕上人猊下を疑うものなど皆無である。むしろ、「河辺メモ」の内容を本当と思っているのは、池田大作と創価学会の尻馬に乗って、宗門を誹謗する貴殿と顕正会員ぐらいのものである。これらのことから、貴殿が今や創価学会の「猿マネ」まで始めたことは明らかである。またそれより何より貴殿が「大御本尊に爆発物」などの口にするこすら憚られる暴言を吐くこと自体、大不敬の所業であると知れ。

以上、貴殿の「再悪書」の邪論を破折した。

なお、日蓮正宗は今日、謗法嚴誠の祖訓に則り、御法主上人の御指南の下、僧俗一致して広宣流布達成、御遺命の戒壇建立へ向け大前進している。

今回貴殿の邪説に対して、二度にわたって破折を加えてきたが、それで充分意を尽くしていると判断する。よって今後、本宗とは無関係の謗法者である貴殿の過去に囚われた愚論・迷論に一々取り合う必要はないことを念

記しておく。

平成十七年五月四日

自称富士大石寺顕正会会長

浅井昭衛殿

日蓮正宗青年僧侶邪義破折班

以上